

# 取り組もう! 今すぐ耐震対策

— 建築物の耐震化促進のあらまし —



平成 29年 4月  
名古屋市

# 必ず起こる！南海トラフ巨大地震

平成23年3月に東日本大震災、平成28年4月には熊本地震による大きな被害がありました。日本では、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

名古屋市においては、南海トラフ巨大地震の発生を想定して、地震災害を軽減するための取り組みを進めています。

## 繰り返し発生する大規模地震

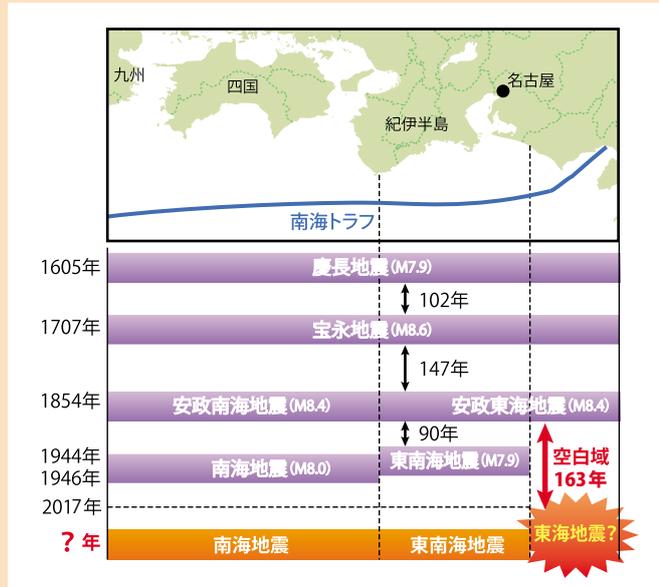
「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」の3つの地震は、これまで100年から150年周期で繰り返し発生しています。

南海トラフでの大地震の発生確率は30年以内に

**70%**

M8~M9程度

「地震調査研究推進本部資料」による



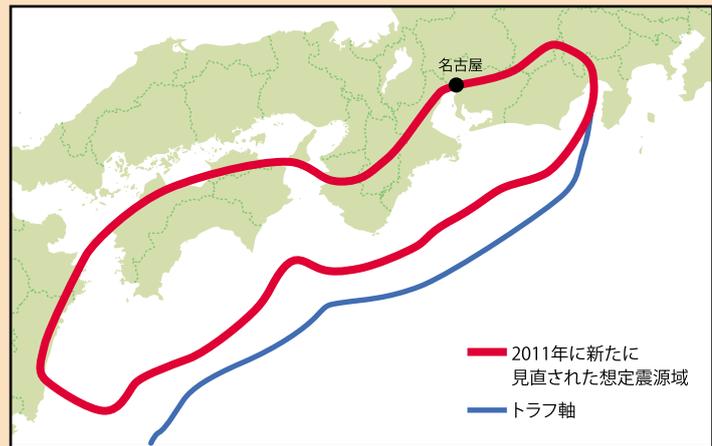
【図一東海地震と東南海・南海地震】

## 南海トラフ巨大地震

内閣府の有識者会議は、南海トラフで最大級の地震が発生した場合の震度分布などを公表しました。（平成24年3月31日）

市内で想定される最大震度は

**震度6強~7**



【図一南海トラフ巨大地震による新たな想定震源域】

大規模地震が発生した場合、耐震対策が施されていない建築物は倒壊する危険性があります。

# 耐震化率 95%を目指します！

名古屋市では、地震による建物被害及びこれに起因する生命、財産の被害を軽減するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した「名古屋市建築物耐震改修促進計画」を、平成 28年 12月に改定しました。

## 耐震化の目標

住宅及び特定の建築物について、平成 32 年度（2020年度）までに耐震化率95%を目指します。

### 特に耐震化を促進すべき建築物

住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅

特定の建築物

\* 耐震改修促進法において、地震で倒壊した場合の影響が大きいものとして定められた建築物

①多数の者が利用する建築物

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

### 住宅及び特定の建築物の耐震化の目標

住宅及び特定の建築物

<平成27年度>



89%



多数の者が  
利用する建築物

84%



危険物の貯蔵場  
又は処理場

64%



通行を確保すべき  
道路の沿道建築物

75%

<平成 32年度>

95%

多数の者が利用する建築物のうちの市有建築物

<平成27年度>



98%

<平成 32年度>

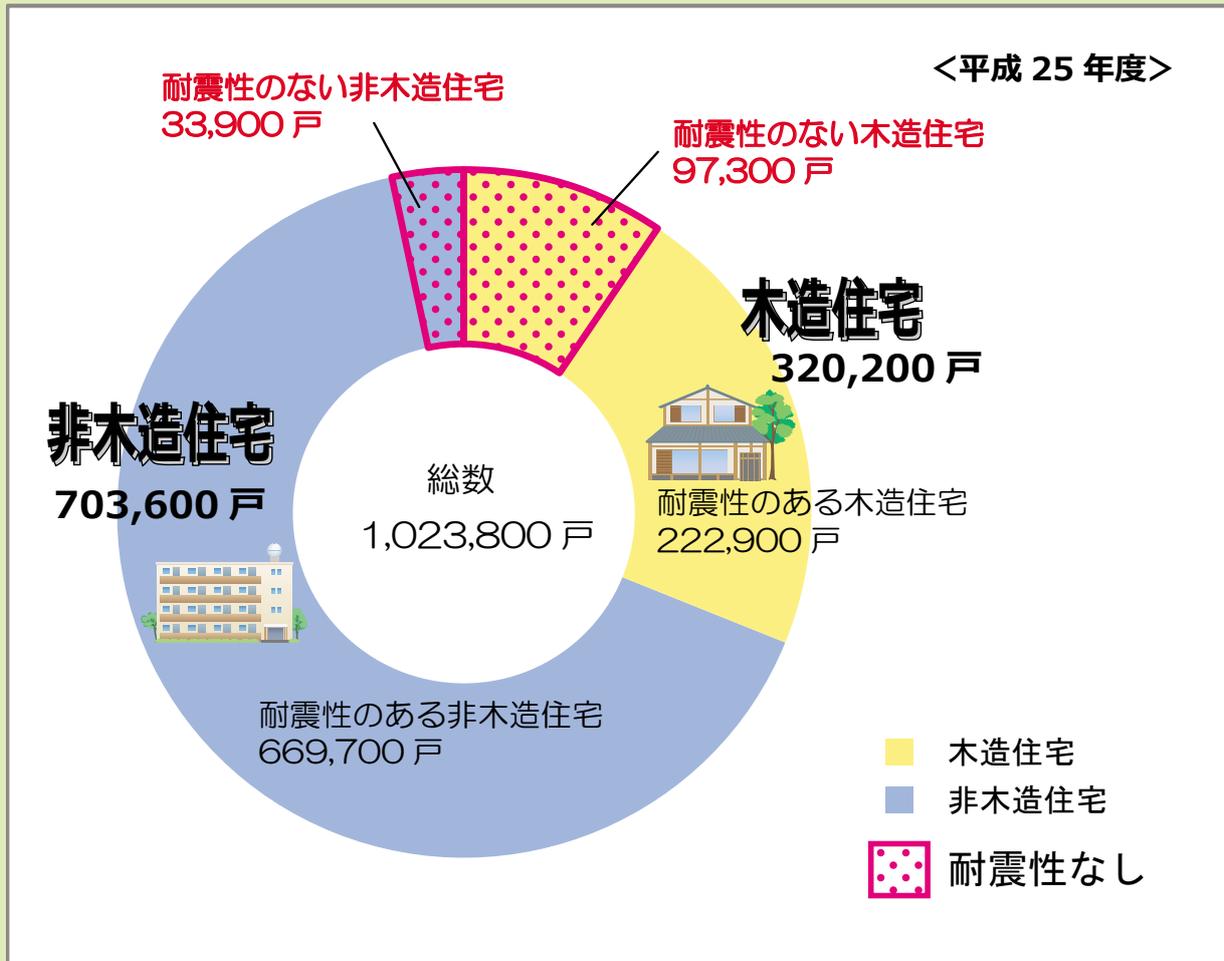
100%

# 耐震性のない住宅は約 12万戸！

## 住宅の耐震化の現状は

平成27年度の市内の住宅総数約105万戸のうち、耐震性のないものは約12万戸あります。

<参 考>



\* 5年ごとに国が行う住宅・土地統計調査（平成25年調査）などをもとに推計しています。

### ■ 耐震性とは

昭和56年6月に建築基準法が改正され、建築物の耐震基準が強化されました。それ以前に着工された建築物は、大規模地震により倒壊する恐れがあるため、耐震診断を行い、必要に応じて建替え、耐震改修などにより耐震化を図る必要があります。

## 木造住宅の耐震化が遅れています！

平成27年度の耐震化率は木造住宅が73%、非木造住宅が96%、合計で89%です。

種別	耐震化率
木造住宅	73%
非木造住宅	96%
合計	89%

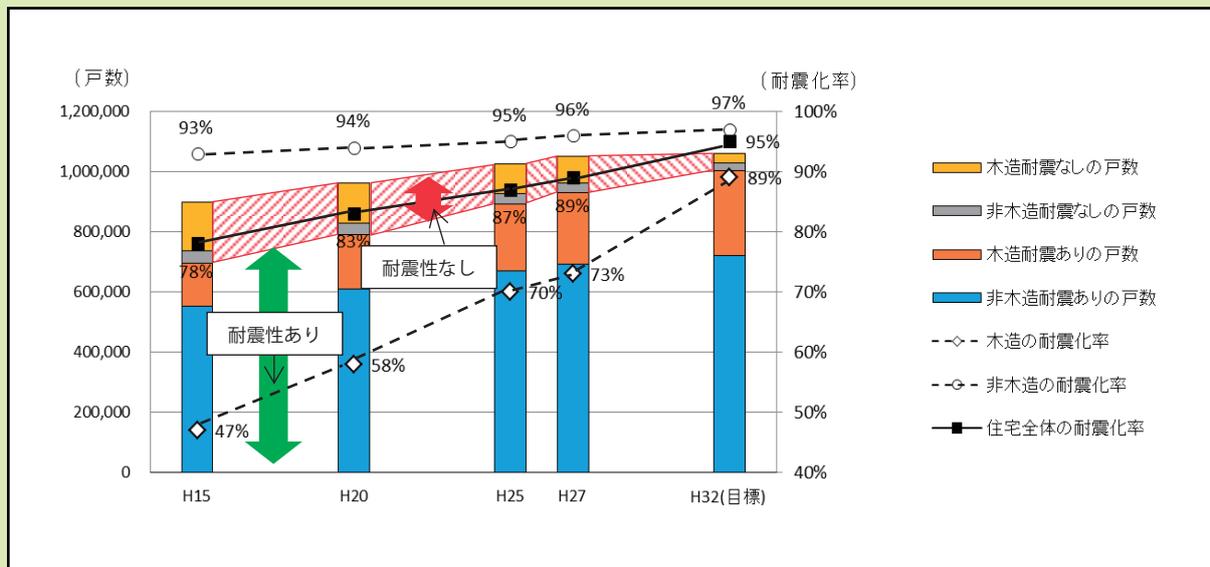
### ■ 耐震化率とは

耐震化率(%)

$$\frac{\text{「耐震性あり」の建築物の数}}{\text{対象となる建築物の総数}} \times 100$$

## 目標を達成するためには

耐震化率95%を達成するためには、平成28年度から5年間で、建替えや耐震改修等により、約7万戸の耐震化を図る必要があります。



\* 住宅の耐震化の状況は、5年ごとに国が行う住宅・土地統計調査などをもとに推計しています。

平成27年度の住宅の耐震化率は約89%と推計されていますが、木造住宅の耐震化率は約73%と低いことから、特に木造住宅について耐震化の促進を図っていく必要があります。

# 住宅の耐震化を支援します！①

## 木造住宅



### 木造住宅の無料耐震診断

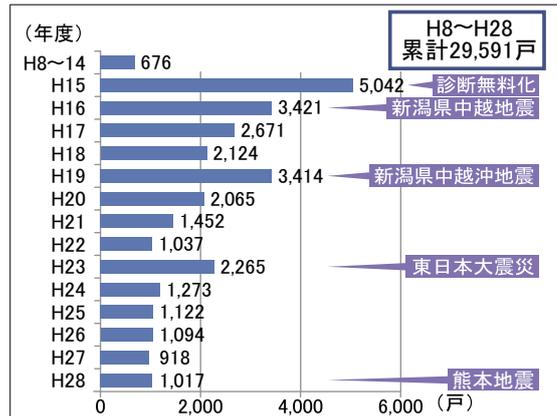
市が指定した耐震診断員が、無料で耐震診断を行います。 **制度利用実績（戸数）**

#### 対象

昭和56年5月以前に着工した木造住宅  
（プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外）  
2階建て以下



**無料**



### 木造住宅の耐震改修助成

#### 対象

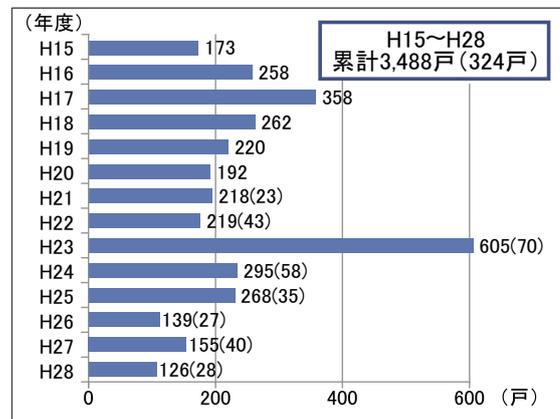
市の無料耐震診断の結果、1.0未満と判定された木造住宅

耐震改修工事費用の1/2を助成します。



最大  
**90万円**  
まで助成

#### 制度利用実績（戸数）



\* 市民税非課税世帯は工事費用の3/4以内で最大135万円まで助成します。

#### [段階的耐震改修工事]

市の無料耐震診断の結果、0.7未満と判定された木造住宅の耐震改修工事を2段階に分けて行う場合にも助成します。

\* 市民税非課税世帯は工事費用の3/4以内で、1段階目60万円、2段階目75万円までを上限として助成します。

#### 一般世帯の場合の上限

1段階目	40万円
2段階目	50万円

# 住宅の耐震化を支援します！②

## マンションなどの非木造住宅

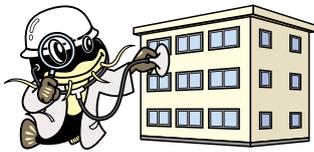


### 非木造住宅の耐震診断助成

耐震診断費用の一部を助成します。

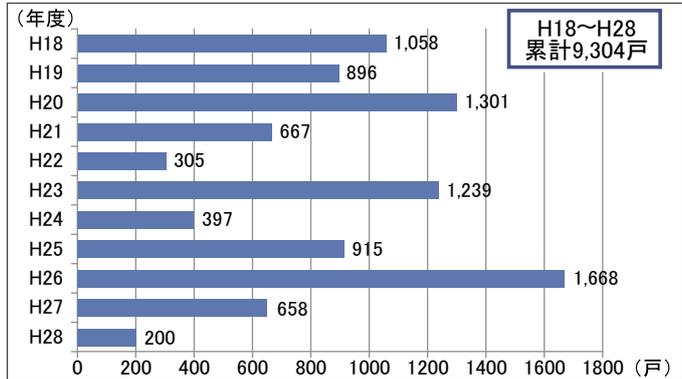
#### 対象

昭和56年5月以前に着工した木造以外の住宅



最大 耐震診断費用の  
**2/3**  
まで助成

#### 制度利用実績（戸数）



### 非木造住宅の耐震改修助成

耐震改修設計、耐震改修工事費用の一部を助成します。

#### 対象

耐震診断の結果、「安全な構造でない」と判定された木造以外の住宅

#### 耐震改修設計



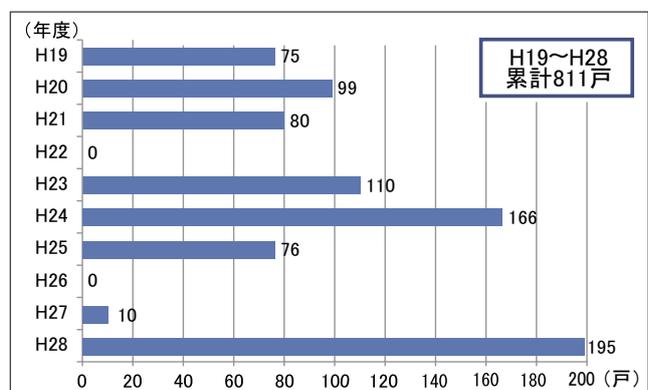
耐震改修設計費用の  
**2/3**  
を助成

#### 耐震改修工事



最大 耐震改修工事費用の  
約 **15%**  
まで助成\*

#### 制度利用実績〔工事〕（戸数）



※ マンションの場合では、一住戸あたり 50 万円を限度に助成します。

#### 〔段階的耐震改修工事〕

耐震診断の結果、Is値が0.3未満の木造以外の住宅の耐震改修工事を2段階に分けて行う場合にも助成します。

\* マンションの場合では、一住戸あたり 1 段階目 20万円、2 段階目 30万円を限度に助成します。

# 住宅の耐震化を支援します！③

## 耐震シェルター、防災ベッドの設置も考えてみましょう

地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペース等に安全な空間を残すことで命を守る装置について助成を行っています。



### 耐震シェルター等の設置助成

耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の1/2を助成します。

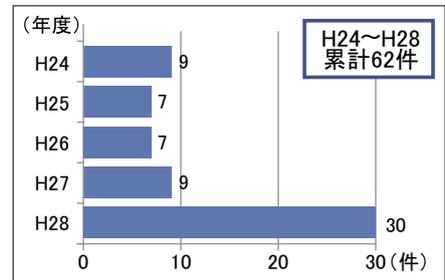
#### 対象

市の無料耐震診断の結果、0.7未満と判定された木造住宅に

- ・申請時点で65歳以上
- ・障害がある方などが居住している世帯

最大  
**30万円**  
まで助成

#### 制度利用実績（件数）



## ブロック塀を見直しましょう

ブロック塀等が地震で倒壊すると、その下敷きになって死傷したり、道路をふさいで避難や救援活動の妨げになることから、ブロック塀等の撤去について助成を行っています。



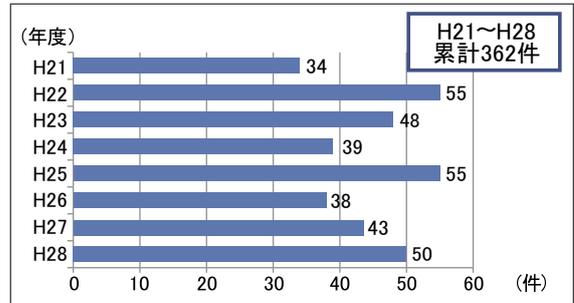
### ブロック塀等の撤去助成

#### 対象

道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等

最大  
**10万円**  
まで助成

#### 制度利用実績（件数）



ブロック塀等の撤去費用の1/2、6,000円/mのいずれか低い額を助成します。

- \* 木密4地区（米野、御劔、下之一色、笠寺）では、それ以外の地区の最大1.5倍まで助成します。
- \* ブロック塀を生垣にする場合は生垣緑化助成制度があります。  
（お問い合わせ先：公益財団法人名古屋市みどりの協会 TEL：052-731-8590）

# 住宅の耐震化を支援します！④

## 耐震相談員を派遣します

住宅等の耐震対策についてアドバイスを行うため、耐震相談員を派遣します。

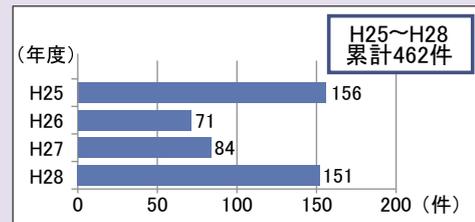
### 耐震相談員派遣制度

- 対象者
  - ・市内に建築物を所有している方、または賃借している方
- 相談内容
  - ・住宅等の耐震診断・耐震改修などの耐震対策に関すること  
(相談時間 1時間～2時間程度)

無料



制度利用実績 (件数)



## 地域ぐるみで耐震化をすすめましょう

建築物の倒壊防止、出火・延焼防止や避難路の確保など、防災性の高いまちにするためには、地域住民が連携して地震対策に取り組むことも大切です。



### 地域ぐるみ耐震化促進支援事業

町内会などの地域団体が主体となって取り組む地震対策の活動にかかる費用を助成します。

#### 対象

学区、町内会、商店街などの地域団体

#### 耐震化おすすめ作戦

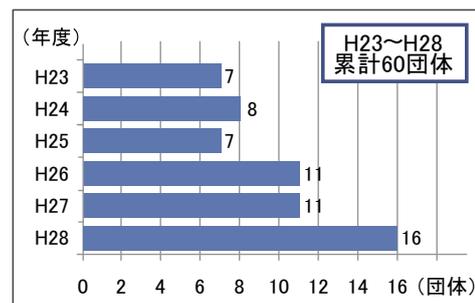
地域の古い家を訪ねて、耐震診断を勧めます。  
一緒に回る専門家を紹介します。

#### 学習会、講習会の開催

大規模地震に備えて、地域の防災性向上のための知識を身につけます。  
指導する講師を紹介します。

最大  
10万円  
まで助成

制度利用実績 (団体)



## 住宅の耐震化を支援します！⑤

### 税制の特例が受けられます

所得税	耐震改修に要した費用の一部を控除
固定資産税	固定資産税の一部を減額
住宅ローン減税	10年以上の借入金により行う住宅改修について、年末ローン残高の一部を控除

- \* 詳しくは、所得税・住宅ローン減税については税務署に、固定資産税については市税事務所にお問い合わせください。
- \* 耐震改修工事と同時にリフォームなどを行った場合は、家屋の評価が見直されることがあります。

### 融資制度が利用できます

住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく認定を受けた改修計画や機構の定める耐震性に関する基準に適合するための工事について、融資制度があります。

また、満60歳以上の方は、高齢者向け返済特例制度が利用できます。

- \* 詳しくは、住宅金融支援機構 東海支店にお問い合わせください。

### 代理受領制度が利用できます

申請者（建物所有者等）との契約により耐震改修工事等を実施した者（工事施工者等）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

# 「多数の者が利用する建築物」の耐震化促進の取り組み

## 多数の者が利用する建築物とは？

多数の者が利用する建築物とは、学校、病院、事務所、店舗、工場、集会場などのうち、階数、床面積が一定の基準以上の建築物です。（13頁参照）

万が一、倒壊した場合は、多数の被害が発生すると考えられます。



・幼稚園  
・保育所

階数 2 以上かつ  
500 m<sup>2</sup>以上



・小学校  
・中学校  
・老人ホーム  
など

階数 2 以上かつ  
1,000 m<sup>2</sup>以上



・病院  
・店舗  
・事務所  
など

階数 3 以上かつ  
1,000 m<sup>2</sup>以上

## まずは耐震診断を！

多数の者が利用する建築物の所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。



### 多数の者が利用する建築物の耐震診断助成

耐震診断費用の 2/3 を助成します。

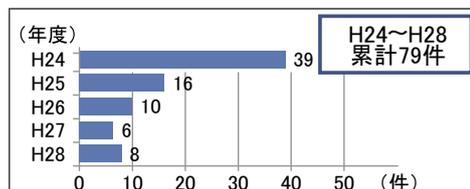
#### 対象

多数の者が利用する建築物のうち、  
昭和 56 年 5 月 以前に着工したもの

- \* 規模等に応じて助成額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。
- \* 住宅は非木造住宅の制度をご利用ください。

最大  
**150万円**  
まで助成

#### 制度利用実績（件数）



多数の者が利用する建築物をはじめ特定の建築物については、耐震化状況の把握に努めるとともに、所有者に対して個別に指導・助言を行っています。

# 耐震診断の義務付け

耐震改修促進法の改正等により、以下の建築物の耐震診断が義務付けられました。

## 要緊急安全確認大規模建築物

- 昭和56年5月以前に着工したもの
- 病院、店舗、ホテルなど不特定多数の者が利用する建築物
- 小中学校、老人ホームなど避難弱者が利用する建築物
- 危険物の貯蔵又は処理する建築物

\* 13 頁参照

\* 詳しくはお問い合わせください。



(耐震診断結果報告期限 平成27年12月31日)

## 要安全確認計画記載建築物

- 昭和56年5月以前に着工したもの

### ■防災拠点建築物

愛知県耐震改修促進計画で指定された以下の建築物

- ・災害拠点病院、病院群輪番制参加病院
- ・指定避難所

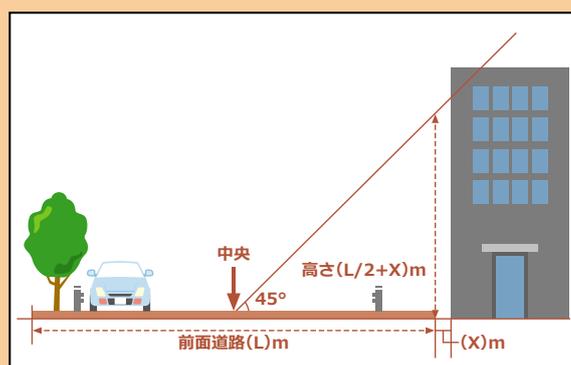
### ■沿道建築物

愛知県耐震改修促進計画で指定された路線

(14 頁参照) の沿道建築物で、原則、  
前面道路の幅員の1/2 に相当する高さを  
超える建築物

\* 詳しくはお問い合わせください。

- 耐震診断結果は、平成31年3月31日までに名古屋市に報告する必要があります。



- 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果等は公表されます。

- 耐震診断やその報告がされない場合等は、診断の命令、所有者名等の公表、罰金等が科せられることがあります。

## 耐震診断、耐震改修に助成制度があります

### 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修助成

耐震改修設計・耐震改修工事費用の一部を助成します。

耐震改修設計

耐震改修設計  
費用の2/3

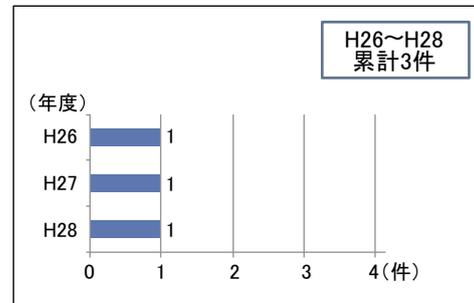
最大  
**400万円**  
まで助成

耐震改修工事

耐震改修工事  
費用の23%

最大  
**5,500万円**  
まで助成

制度利用実績〔工事〕（件数）



\* 規模等に応じて助成額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 要安全確認計画記載建築物〔沿道建築物〕の耐震診断助成（愛知県の助成制度）

原則として、耐震診断費用の全額を助成します。（面積による上限あり）

\* 詳しくは愛知県住宅計画課（TEL:052-954-6549）までお問い合わせください。

### 要安全確認計画記載建築物の耐震改修助成

耐震改修設計・耐震改修工事費用の一部を助成します。

耐震改修設計

耐震改修設計  
費用の2/3

最大  
**400万円**  
まで助成

耐震改修工事

耐震改修工事  
費用の2/3

最大  
**5,500万円**  
まで助成

制度利用実績〔工事〕（件数） **H28：1件**

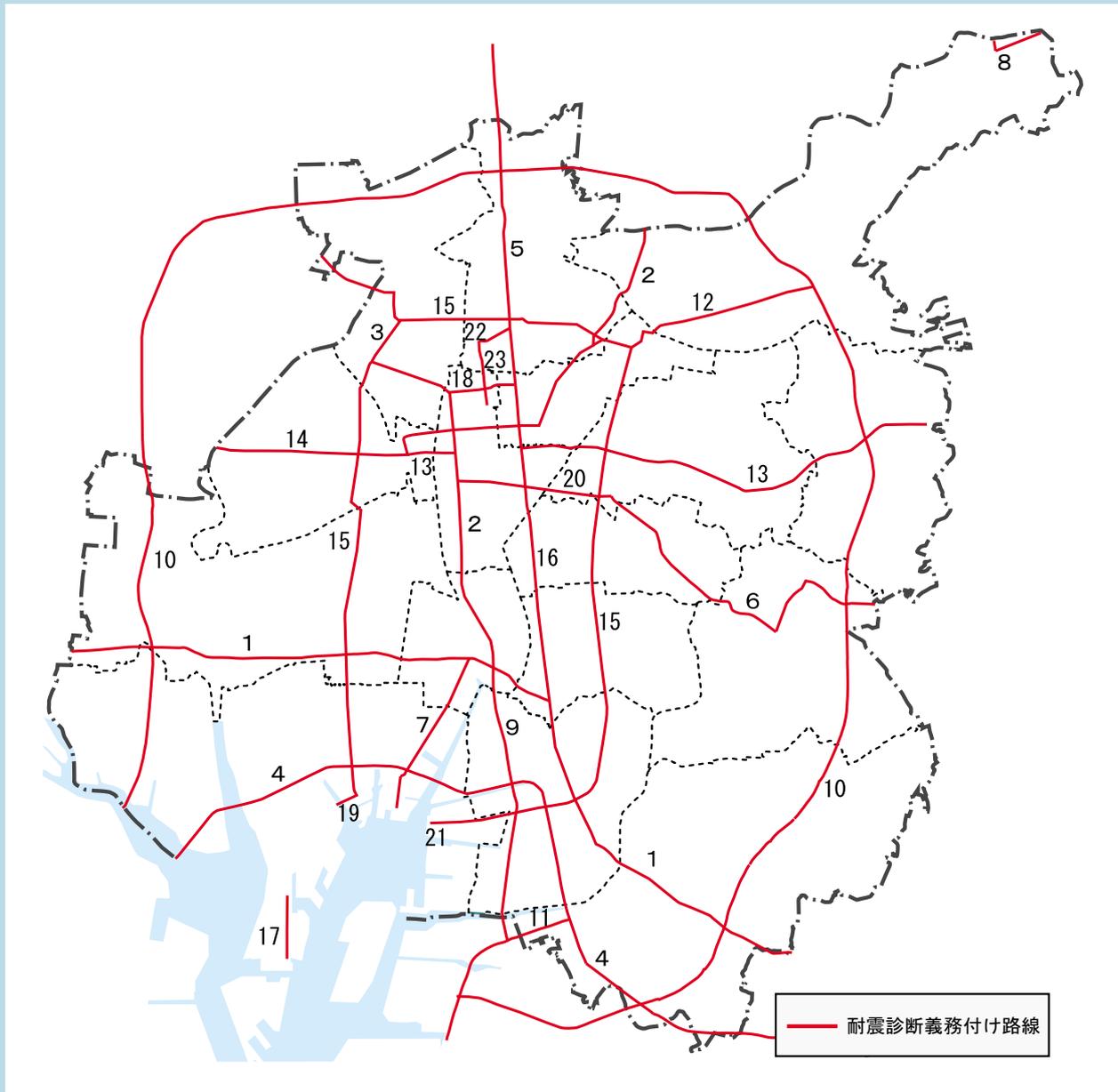
\* 規模等に応じて助成額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

別途、期限つき措置として、国の上乗せ助成がありますので、活用の際は早めにご相談ください。

# 特定の建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の用途と規模要件

用途		特定の建築物の規模要件	義務付け対象建築物の規模要件
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
学校	「小学校等」以外の学校	多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿			
事務所			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、一定高さ以上の建築物	要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進計画で指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物であって、一定高さ以上の建築物
防災拠点建築物			都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点である建築物

## 沿道建築物の耐震診断が義務付けられた路線



【名古屋市内の耐震診断義務付け路線一覧】

路線名	沿線区	路線名	沿線区
1 国道1号	瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区	13 (主)名古屋長久手線	千種区、中村区、中区、名東区
2 国道19号	東区、北区、中区、熱田区、守山区	14 (主)名古屋津島線	中村区、中区
3 国道22号	西区、中区、熱田区	15 (主)名古屋環状線	千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区
4 国道23号	港区、南区、緑区		
5 国道41号	東区、北区	16 (主)堀田高岳線	東区、中区、昭和区、瑞穂区
6 国道153号	千種区、昭和区、天白区	17 (主)金城埠頭線	港区
7 国道154号	熱田区、港区	18 (一)田糲名古屋線	東区、中区
8 国道155号	守山区	19 (一)港中川線	港区
9 国道247号	熱田区、南区	20 (都)矢場町線	千種区、中区
10 国道302号	北区、西区、中川区、港区、守山区、緑区、名東区、天白区	21 (都)名古屋環状線	港区
		22 (都)東志賀町線	北区
11 (主)名古屋中環状線	緑区	23 (都)大津町線	北区、中区
12 (主)名古屋多治見線	東区、北区、守山区		

\* (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (都)：都市計画道路

# 住宅・建築物の耐震対策をして地震に備えましょう

## 防災の基本理念



# 自助

自分で自分や家族を守る

### ◆住宅・建築物の耐震診断・耐震改修

大切な命を守るため、住まいなどの耐震化を図りましょう。

### ◆家具等の転倒防止対策

家具等の転倒防止は家庭や職場でできる効果の高い取り組みです。日頃から対策を講じておきましょう。

### ◆家族との話し合い

### ◆テレビ、ラジオ等による情報収集

### ◆食料、水の備蓄

### ◆雨水を地中にしみ込ませたり、貯めたりする対策 など



# 共助

市民や事業者が助け合って地域を守る

### ◆自主防災組織への参加

### ◆地域での訓練の定期的・効果的な実施

### ◆事業者と地域の連携

### ◆助け合って救出、初期消火

### ◆避難所運営 など



# 公助

行政が市民や事業者の活動を支援し、安全を確保する

### ◆市全体を災害に強いまちにするための総合的な対策の実施

### ◆「自助」、「共助」の促進 など



耐震改修工事は、お知り合いの建築業者等にご依頼いただくか、下記を参考にしてください。

・木造住宅耐震改修工事実施者の一覧

(耐震改修工事実績による施工業者等の一覧表)

→ 愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページに掲載

・建物の耐震診断・耐震改修実績事務所の一覧

→ 一般財団法人日本建築防災協会のホームページに掲載

各助成制度には一定の条件があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局耐震化支援室(市役所西庁舎3階)

TEL: 052-972-2787 FAX: 052-972-4179

E-mail: a2787-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

